

## 大阪市規則第122号

### 大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成26年大阪市規則第213号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類）</p> <p>第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項若しくは<u>第18条第3項若しくは第4項</u>の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類</p> <p>(6) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは<u>第18条第22項若しくは第26項</u>の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類</p> <p>[(7) 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>（除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項若しくは<u>第18条第3項</u>の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類</p> <p>(6) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは<u>第18条第16項</u>の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類</p> <p>[(7) 同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。